

規制の事前評価書要旨

法律又は政令の名称	食品衛生法(昭和22年法律第233号)
規制の名称	食品等の自主回収情報の届出制度の創設
規制の区分	新設
担当部局	医薬・生活衛生局食品監視安全課
評価実施時期	平成30年2月
規制の目的、内容及び必要性	<p>全国の食品等の自主回収報告情報を確実に把握するため、営業者が製造等をした食品等が、食品衛生法(以下「法」という。)に違反をした場合等で、当該食品等を回収するときは、食品衛生上の危害が想定されない場合を除き、回収に着手した旨及び回収の状況を都道府県知事等に届け出なければならないこととし、当該報告を受けた都道府県知事等は厚生労働大臣等に報告しなければならないこととする。</p>
直接的な費用の把握	<p>遵守費用として、食品等の自主回収を行う場合に、都道府県等への届出を行うための費用が発生する。ただし、届出手続は電子化するため、手続の費用は軽減される。</p> <p>既に条例等に基づく自主回収報告を行っている事業者については、新たな費用は発生しない。現在、多くの自治体で食品等の自主回収報告制度が整備されているため、事業者に新たに発生する追加的な費用は一定程度抑制されるものと考えられる。</p> <p>食品等の自主回収の届出を受け付け、必要に応じて事業者を確認を行い、届出内容を取りまとめるための費用、都道府県等から国に報告するための費用が発生する。ただし、届出手続は電子化するため、手続の費用は軽減される。また、既に条例等に基づく自主回収報告を受け付けている地方自治体については、国への報告のための費用を除き、新たな費用は発生しない。</p>
直接的な効果(便益)の把握	<p>国及び都道府県等が、国内の食品等の自主回収情報を一元的かつ確実に把握することが可能となるとともに、国において情報が一元化され、国から一元的に情報が提供されることによって、消費者が食品等の自主回収情報を把握することも容易となり、食品衛生上の危害の発生防止に資する。</p> <p>また、国から食品等の自主回収に関する情報を一元的に提供する仕組みが構築されることで、事業者による自主回収に関する広告等の費用の負担が軽減される場合もあると考えられる。</p>
副次的な影響及び波及的な影響の把握	副次的な影響は想定されない。
費用と効果(便益)の把握	<p>改正案を導入することにより、食品等の自主回収届出を義務付けるため、一定の遵守費用は見込まれるが、その影響は限定的と考えられるほか、国及び都道府県等において全国統一的に食品等の自主回収情報を把握し、食品衛生上の危害の発生防止に資するという便益は、その費用を大きく上回るものと考えられる。</p>

代替案との比較	食品等の自主回収報告情報を確実に把握するために必要な規制内容であり、代替案は想定されない。
その他の関連事項	食品衛生法改正懇談会「食品衛生法改正懇談会取りまとめ」(平成29年11月8日) (3)食品リコール情報を把握する仕組みの構築 (自主回収情報の把握に係る制度化) ○ こうした状況を踏まえ、食品の安全情報を国民に適切に提供する観点から、食品等事業者自らが製造・輸入等を行った製品について自主回収を行うとした場合の情報を国が把握する仕組みを構築する必要がある。その際、HACCPによる衛生管理計画の中にも自主回収の手順について定めることを検討すべきである。
事後評価の実施時期等	食品衛生法等の一部を改正する法律案の附則において、施行後5年を目途として、改正後の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする検討規定を設けている。